

八王子市
男女共同参画推進条例

【逐条解説】

◆目次

名称	2
前文	2
第1条 目的	3
第2条 定義	4
第3条 基本理念	7
第4条 市の責務	10
第5条 市民の責務	10
第6条 教育関係者の責務	11
第7条 事業者の責務	11
第8条 地域活動団体の責務	12
第9条 情報の収集及び調査	12
第10条 啓発活動	13
第11条 活動に対する支援	13
第12条 体制の整備	13
第13条 男女共同参画推進審議会	14
第14条 推進計画	15
第15条 実施状況の公表	16
第16条 性別による権利侵害の禁止	16
第17条 公衆に表示する情報に関する留意	16
第18条 相談申出への対応	17
第19条 苦情申出への対応	17
第20条 男女共同参画苦情処理委員会	19
第21条 委任	19
附則	20
男女共同参画に関する施策の苦情処理におけるフロー図	21

(名称)

八王子市男女共同参画推進条例

【説明】

条例の名称は、条例の目的や理念が適切に反映され、端的に表現され、若者からお年寄りまで誰にでもわかりやすいことが重要です。

本市は、平成11年(1999年)に男女共同参画社会の実現を目指して「男女共同参画都市」を宣言し、今日まで様々な取組を行ってきましたが、まだまだ道半ばにあります。さらなる実現を目指すためには、あらゆる分野において男女が共に参画すること、そして政策や方針などの企画・立案・決定などの過程に男女がともに携わることが必要不可欠となります。このことから、男女共同参画をこれまで以上に進めるため、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が一体となって取り組むことが明確に伝わるよう、「男女共同参画推進条例」という名称としています。

(前文)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ制定された男女共同参画社会基本法のもと、ジェンダー平等の実現に向けた国際社会の動向と協調しつつ、様々な取組が進められてきた。

本市においても、平成11年に「男女共同参画都市」を宣言し、「男女が共に生きるまち八王子プラン」に基づき、男女共同参画に関する総合的な取組を進めてきた。

こうした取組等により、男女共同参画は着実に前進しつつある一方で、社会全体においてアンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識に基づく構造的な問題等が依然として根強く残っており、また、性別に起因する権利侵害等、多くの課題が残されている。

若者が集まる学園都市であり、企業が多数集積する本市において、誰もが学びやすく、働きやすく、社会のあらゆる分野に参画できる環境を整えることが重要である。未だに課題が残る男女共同参画を、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が共に手を携えて着実に推進することを決意し、この条例を制定する。

【説明】

条例の趣旨を多くの方に理解していただくために、前文を設けました。条例を制定するに至った経緯や条例の必要性、目指す方向を示し、市として、男女共同参画を推進することの決意を表明しています。

世界では昭和54年(1979年)に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が国連総会で採択されました。また、平成27年(2015年)には国連サミットで、SDGs(持続可能な開発目標)が採択された17のゴールのひとつに「ジ

エンダー平等」が掲げられています。

こうした国際社会の動きのなか、我が国では、平成 11 年（1999 年）には、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現は 21 世紀の我が国社会の最重要課題と位置付けています。また、平成 12 年（2000 年）には、この法律に基づく初めての計画となる「男女共同参画基本計画」を策定しました。

本市では、平成 11 年（1999 年）に男女共同参画都市を宣言し、これまで「男女が共に生きるまち八王子プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現を目指してきました。様々な取組により前進しつつある一方で、社会の構造的な問題、性別に起因する権利侵害等未だに多くの課題が残っています。

そういった課題を解決し、男女共同参画社会を実現していくためには、社会として取り組んでいく必要があります。

市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が一体となって、共通認識を持ち、協働して取組を進めていくために条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって様々な場面において、男女が共に参画する社会を実現することを目的とする。

【説明】

本条は、条例を制定する目的を規定しています。

この条例の目的は男女共同参画社会を実現することであり、その目的のために、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が「第 3 条 基本理念」にのっとり、それぞれの役割を自覚して、主体的かつ協働して取り組んでいく必要があることを示しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員としてお互いを尊重し合い、自らの意思によって家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女がその個性及び能力を十分に発揮することができ、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) ジェンダー平等 性別に関わらず平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆるものごとを一緒に決めることをいう。
- (3) アンコンシャス・バイアス 誰もが潜在的に持っている無意識の思い込みのことをいう。
- (4) 性別による固定的な役割分担意識 個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由として、役割を分ける考え方のことをいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。
- (6) 教育関係者 市内において学校、地域その他の社会のあらゆる分野において行われる教育に携わる者をいう。
- (7) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (8) 地域活動団体 町会、自治会その他市民を主な構成員として市内において活動を行う団体をいう。
- (9) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者(配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。)からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。
- (10) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

【説明】

条例の中で用いる用語の定義を行い、次条以下の用語の解釈の統一を図るものです。

第1号 男女共同参画

男女共同参画社会基本法第2条第1号の定義に準じて規定しています。

「社会の対等な構成員」とは、男女双方とも本質的に社会の責任ある構成員であり、男女が権利、義務の対等な関係を持っていることを示しています。

「活動に参画する機会が確保され」とは、単なる参加ではなく、より積極的に政策・方針の企画・立案・決定の過程へ加わることです。

「等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うこと」とは、男女という性別によって利益に違いが生じず、男女が個人の能力によって均等に参画する機会が確保されることにより、個人の能力に応じて均等に利

益を享受できることです。また、男女という性別によって責任の担い方に違いがなく、男女が社会の対等な構成員として共に責任を担うということです。

第2号 ジェンダー平等

「ジェンダー」とは、生物学的な性とは違い、社会的・文化的につくられている性のことを指します。つまり、「男らしい」「女らしい」といった社会的なイメージや、「家事は女性がするもの」といった社会的な役割分担のことをいいます。

SDGsの17のゴールのひとつに「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。令和12年(2030年)までに、性別による差別を無くし、すべての女性と男性が対等に権利・機会・責任を分かち合える社会を作ること、女性が自分のことを自分で決めながら生きる力をつけられるようにすることを目標としています。

第3号 アンコンシャス・バイアス

「アンコンシャス・バイアス」は、誰もが潜在的に持っている無意識の思い込みのことをいいます。過去の経験や、見聞きしてきたこと、育った環境などで自然に培われていくもので、誰にでもあって、あること自体が問題ではありません。

しかし、「アンコンシャス・バイアス」に気づかずにいると、自分の考えが絶対だと思い込み、勝手に決めつけたり、価値観や行動の押し付けにつながり、相手を傷つけたり関係性に悪影響を与えたり、時には自分自身の可能性を狭めてしまうことにもなりかねないので、注意が必要です。

第4号 性別による固定的な役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」といったように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

第5号 市民

市内に居住する人だけでなく、市内の学校等で学んでいる人、市内の事業所で働いている人も市民に含めています。

学校等とは、学校教育法第1条の学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校)のほか、専修学校などの教育施設も含まれます。

事業所とは、営利・非営利を問わず、会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)、会社以外の法人(社団法人、財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO法人)等)及び個人(個人事業主)等が経営している事業所をいいます。

第6号 教育関係者

教育関係者の言動や行動は、子どもたちの意識形成、進路選択及びキャリア形

成等に影響する可能性があることから、学校等だけでなく、子どもの成長過程に携わる保育所、地域でのスポーツ教室及び学習塾など、あらゆる分野での子どもの教育・指導に携わる者も含まれます。

第7号 事業者

事業者とは、営利・非営利は問わず事業を行う団体であり、会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）、会社以外の法人（社団法人、財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO 法人)等）、個人事業主等をいいます。

第8号 地域活動団体

町会・自治会やPTA、ボランティア活動団体等の市民を主な構成員とした、市内において地域に関わる活動を行う団体をいいます。

第9号 ドメスティック・バイオレンス

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律では、事実婚を含む配偶者及び元配偶者からの暴力と定義されていますが、交際相手からの暴力であるデート DV を含めるため、「配偶者その他親密な関係にある者」としています。

また、暴力には様々な種類があり、殴る蹴るといった身体的暴力だけでなく、嫌がらせや暴言といった精神的暴力、望まない性行為の強要といった性的暴力、生活費を渡さないといった経済的暴力等があり、これらも含まれます。

第10号 セクシュアル・ハラスメント

性的な話をする、容姿や身体的特徴について話題にするなどのほか、身体への不必要な接触、性的関係の強要及びわいせつな写真の提示等、相手の意に反した性的な言動・行動により相手に不快感や不利益を与えたり、生活や就業の環境を害したりする行為をいいます。職場だけでなく、学校や地域などでの行為も対象となります。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 誰もが、個人としての尊厳が重んぜられることにより、性別による差別的取扱いを受けることがなく、その個性及び能力を発揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は教育関係者、事業者及び地域活動団体における方針の立案及び決定の過程に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活において、また、学校、職場、地域その他の社会生活において対等な立場で参画できること。
- (5) 男女が、互いの性に対する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を尊重し合い、生涯にわたり安全かつ健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (6) 誰もが、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する暴力を受けることがなく、個人として尊重されること。

【説明】

市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が、第4条から第8条までに定められている責務を果たす上で、共通する基本的な考え方を規定しています。



第1号 個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、「人権の尊重」は男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす基本理念であることから、基本理念の最初に規定しています。人生100年時代が到来した今、性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計できることが、ますます重要となっています。

なお、「性別による差別的取扱いを受けることなく」としているのは、行為の受け手側に着目したものであり、差別の意図の有無にかかわらず、性別による差別的取扱いを受けないことを規定しているものです。また、「直接差別」だけでなく、「間接差別」についても当然に含まれます。「間接差別」とは、性別に直接関係のない措置でも、結果としてどちらかの性が不利益になる場合のことをいいます。

例えば人材募集をする際に、荷物を運搬する業務を内容とする職務である程度の筋力が必要である場合に身長、体重、体力の要件は選考基準として認められますが、運搬等をするための設備、機械等が導入されており、通常の作業において筋力を要さないにも関わらず、身長、体重、体力を要件としてしまうと、女性が排除されることにつながる可能性もあり、間接差別にあたると考えられます。

第2号 第1号に規定している「自らの意思により多様な生き方を選択」するにあたり、社会においてそれを阻害する制度または慣行が未だに残っています。令和4年度版男女共同参画白書（内閣府）においても、現在の税制や社会保障制度が、高度経済成長期以降のいわゆる「男は仕事、女は家庭」という核家族や専業主婦を前提にした考え方であるとも指摘しています。また、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」という意識から、職場や地域などの社会においてお茶出しや片付けなど補助的な仕事を女性が行うことが慣行となっている場合があります。こうした制度や慣行が、社会における活動を選択する際に、その選択に影響を及ぼさないように配慮される必要を規定しています。

第3号 八王子市男女共同参画都市宣言にある、「男女がともに健康で安心して生活できるまちをつくりまします」と明記しています。そのためには、男女が政治・行政、経済活動、地域活動、教育などのあらゆる分野における活動に参画することはもとより、企画・立案・決定の段階に男女ともに参画することが重要です。どちらかの視点が欠けてしまうことで、その性別の人が安心して生活できる環境でなくなってしまうことが考えられるからです。

世界経済フォーラムが発表するジェンダー・ギャップ指数では、日本は146か国中116位（2022年）と先進国の中では最低レベルで、とりわけ政治・経済分野における女性の参画の遅れがランキングを押し下げています。女性の参画が進むことで、多様な価値観や発想を政策や方針に取り入れ実現することにつながり、社会全体として、地域や社会の担い手の確保や、多様な視点による生産性向上、イノベーションを通じて経済社会の持続可能性向上にもつながると言われています。

そのためには、単に形式的に機会が確保されていればよいというのではなく、

本人の主体的意思に基づき、実質的に参画していくことができるよう、条件や環境を整備していく必要があります。

第4号 家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる分野に参画するためには、男女相互の理解や協力はもちろん、社会の支援も不可欠になります。例えば、「家庭分野」における社会の支援として、保育・介護サービスの充実や育児や介護を担っている労働者の就業環境等の整備が必要となります。

つまり、男女共同参画社会を実現するためには、個人の問題として捉えず社会の問題として様々な体制や環境の整備を行っていく必要があります。

第5号 「人権の尊重」については、第1号において規定していますが、そのうち、女性の人権にかかわる考え方のひとつである「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」について規定したものです。これは、女性自身が自らの身体と健康に関する正しい知識を持ち、子どもを産むかどうか、産むとしたらいつ何人産むのかといった、性と生殖について自己決定する権利を持つというものであり、妊娠・出産を含む性の問題を女性の人権にかかわる問題として捉える考え方で

す。
また、女性は、思春期から妊娠・出産期など男性とは異なる特有の生理的機能を有しています。

このため、女性だけでなく男性の理解を進めていくことが重要になります。

第6号 「人権の尊重」については、第1号において規定していますが、そのうち、性別に起因する暴力による人権侵害について規定したものです。

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントのほか、ストーカ行爲や性暴力、売買春、若年層を対象とした「アダルトビデオ出演強要問題」や「JKビジネス問題」など性別に起因する暴力は、犯罪となる行爲をも含む重大な人権侵害です。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下この条から第9条まで、第12条、第14条及び第15条において「施策」という。）を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、施策を実施するに当たっては、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体（以下「市民等」という。）並びに国及び他の地方公共団体と相互に連携する責務を有する。

【説明】

本市では、これまで「男女が共に生きるまち八王子プラン」に基づき、男女共同参画に関する総合的な取組を進めてきました。今後、更に男女共同参画を推進していくためには、市の果たす役割が最も重要であるとの認識から「責務を有する」としています。

ここでいう「市」とは、市長部局、その他の執行機関である行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会等）を指します。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

【説明】

家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野を構成するのが市民であり、市民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深めることが大切です。そして、あらゆる分野で男女共同参画の意識を持ち、主体的で積極的な行動をしていただくことが必要であることから、努力義務として規定しています。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、男女共同参画の推進において教育が果たす役割が重要であるとの認識の下に、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

【説明】

教育者の指導や言動、行動等は、未来を担う子どもたちの意識形成や価値観に大きな影響を与えることから、基本理念に配慮した教育を行うことを規定しています。

また、男女共同参画に関する意識醸成についても、子どもの頃から行っていくことが重要です。基本理念にもある、互いの性に対する理解を深めることや、性別に起因する暴力などについて、発達段階に応じた教育を行うことも重要であり、市は様々な機関と連携しながら取り組んでいく必要があります。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、個人の意欲、能力、個性等が尊重され、男女が共に参画することができるよう努めなければならない。

2 事業者は、雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動を両立することができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

【説明】

一人ひとりの意識が変わったとしても、勤務している会社などで性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行が残っていた場合、個人の意欲や能力等が尊重されず、男女が共に参画することは困難な状況であると考えられます。そこで、男女共同参画の推進を、「組織」として取り組むことが重要となります。

企業において男女共同参画が進むことが、多様な人材確保、そして多様な視点がイノベーションを生み、生産性が向上し企業の持続的な成長につながり、地域経済の発展につながると言われています。

(地域活動団体の責務)

第8条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、男女が共に参画できるよう努めなければならない。

2 地域活動団体は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

【説明】

少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化、ライフスタイルや家族形態の変化などに伴い、子育て、介護等の課題は、個人や家庭だけでなく地域も一緒に社会課題として取り組んでいくことが必要です。

また、地域社会を活力のある持続可能なものとするためには、性別に関わらず誰もが地域活動や地域づくりに参画することが必要です。地域での課題解決や地域活動、地域づくりのプロセスなどに、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行に縛られず、男女共同参画の視点を持ち、男女双方の意見を取り入れ、反映することができる環境が必要です。

(情報の収集及び調査)

第9条 市長は、施策を策定し、効果的に実施するため、男女共同参画に関する事項について、情報の収集及び調査研究を行うものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、市民等に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求めることができる。

【説明】

地域の実態に即した施策を策定し実施していくためには、市民等の意識や現状を把握することや、男女共同参画に関する国・都の動向など必要な情報を幅広く収集し調査研究することが必要であるため、「情報の収集及び調査」を規定しています。

また、第2項については、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体の意識や実態を把握するためにアンケートなどの調査を行うことを想定しています。

なお、本条例第4条では「市は」で始まるのに対して、本条例第9条以降で「市長は」としている理由は以下のとおりです。

「市は」…市の責務や市が行う施策の方針等を宣言する場合には、法人として「市」を用いています。

「市長は」…具体的な事務を規定する場合は、執行者として「市長」を用いています。

(啓発活動)

第10条 市長は、市民等に対し、男女共同参画についての関心及び理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。

【説明】

市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体と一体となって男女共同参画を進めていくためには、まずは、男女共同参画について関心をもち、男女が共に参画することの必要性や身近なこととしての理解を深めることが重要です。そのために広報やホームページ、SNSによる発信や、講座や講演会、研修など、様々な手法による啓発活動を行っていきます。

(活動に対する支援)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民等に対し、人材の育成、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

【説明】

男女共同参画社会の実現のためには、市だけでなく、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体との連携による取組が重要です。

市が推進力となって取り組むことは当然ではありますが、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が主体的に取り組んでいくことがより重要であるため、「人材の育成」、「情報提供」及び「資料の提供」のほか、出前講座などの学習機会の提供、情報交換の場の提供などを行っていきます。

(体制の整備)

第12条 市長は、施策を効果的に実施するため、相談や啓発活動等を行うための拠点の設置や、市民等並びに国及び他の地方公共団体との相互連携等のために必要な体制を整備するものとする。

【説明】

市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が一体となって取り組むために、中核となる拠点の設置や、必要な連携体制について規定しています。

平成15年(2003年)に設置した「男女共同参画センター」が、相談や啓発活動等の拠点となります。男女共同参画センターでは、登録団体が勉強会等を行うためのスペースや資料の貸し出しなどを行っていきます。

また、相互連携とは、以下のような連携が考えられます。

例1：企業における男女共同参画の推進

事業者、ハローワーク、東京都労働相談情報センターなど

例2：子どもの頃からの意識醸成

幼稚園、保育園、小中学校などの教育関係者、地域活動団体など

例3：困難女性支援

警察署、東京都女性相談センター、地域活動団体など

(男女共同参画推進審議会)

第13条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として八王子市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) 次条第1項に規定する推進計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し、市長が必要と認める事項

3 審議会は、学識経験者、市民、事業者、関係団体が推薦する者その他市長が必要と認めるもののうちから市長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

4 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

【説明】

「附属機関」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問（求め）に応じ、市政運営のため又は市政運営に伴い必要な調停、審査、審議、調査等を行う本市職員以外の者を構成員に含む合議制の組織であり、市が法律又は条例により設置します（「八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針」より）。

審議会で調査審議する主な対象は、本条例第14条第1項に規定する推進計画に関することであり、男女共同参画の推進に関する市の施策全般が対象となります。市の男女共同参画の推進に関する全ての施策が対象となりますので、推進計画に具体的な記載がないものでも男女共同参画の推進に関する取組として必要と思われる場合には、意見することが可能です。

審議会では、推進計画の策定時及び変更時のほか、推進計画の実施状況等について、毎年評価します。

なお、委員の選定や会議の運営、委員以外からの意見聴取などについては、規則で規定しています。

(推進計画)

第14条 市長は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

【説明】

本条例第4条において、市は男女共同参画の推進に関する施策を策定し、実施する責務を規定しています。そこで、施策を総合的かつ計画的に実施するために推進計画を策定することを規定したものです。

男女共同参画社会基本法第14条第3項は「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」と規定しています。地方公共団体によって状況や抱えている課題にも違いがあることから、国の計画をそのまま準拠することではないとしています。そこで、本条例第14条第2項では市民等の意見を聞き、市の状況や課題などを把握するため、市民意識・実態調査やアンケート調査、パブリックコメント、オープンハウス、意見交換会など市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体の意見を聞くことを規定しています。さらに、本条例第13条第2項第1号の規定により、「審議会」に意見を聞く旨を本条例第14条第3項で規定しています。

また、男女共同参画社会基本法第14条第4項では「都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」とあることから、本条例第14条第4項において、推進計画の公表について規定しています。

なお、推進計画を変更する際にも同様に行います。

(実施状況の公表)

第15条 市長は、毎年度、推進計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

【説明】

男女共同参画を市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が一体となって推進していくためには、施策の実施状況を明らかにし、状況を共有した上で取組を進めていく必要があることから、本条を規定しています。

施策の実施状況については、審議会に報告し、施策ごとの課題や今後の展開等について審議会の意見を聴く予定であり、それらを含めてホームページ等で公表することを想定しています。

(性別による権利侵害の禁止)

第16条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する権利侵害に当たる行為を行ってはならない。

【説明】

「性別による差別的取扱い」や「性別に起因する暴力」の禁止については、本条例第3条（基本理念）第1項と第6項で、男女共同参画を推進するうえでの共通する基本的な考え方として規定しています。また、これらは人権侵害に関わる重要な問題でもあることから、本条において禁止事項としての規定を設けています。該当する行為についての相談は、「本条例第18条 相談申出への対応」で対応します。

なお、禁止事項であることから主語を「何人も」としています。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第17条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

【説明】

新聞、雑誌、ポスター、チラシ、テレビ、ラジオ及びインターネット等、不特定多数の受け手に向けて発信される情報の中には、性別による固定的な役割分担意識を前提とした表現や暴力行為を助長するような表現が見受けられることがあります。

す。こうした表現は、多くの市民が日ごろから目にすることにより、当たり前のこととして社会に浸透していくおそれがあります。

「表現の自由」は憲法で保障された権利として尊重されるべきですが、その一方で、表現される側の人権や男女の平等についても、憲法上の権利として保障されています。そのため、「禁止」ではなく「留意」とし、市内の公共の場に表示される広告物などについて、十分留意をする必要があります。

(相談申出への対応)

- 第18条 市長は、性別に起因する権利侵害その他の男女共同参画の推進を妨げる行為について、市民等からの相談の申出を受けるための窓口を設置する。
- 2 市長は、前項の相談の申出を受けた場合、関係機関と連携し、適切な処理に努めるものとする。

【説明】

市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体からの、男女共同参画に関する相談についての対応を規定しています。受付する相談内容としては、家庭でのドメスティック・バイオレンス、会社でのセクシュアル・ハラスメント及び交際相手からのストーカー行為のような性別に起因する権利侵害に関する相談や、その他の男女共同参画の推進を妨げる行為に対する相談を想定しています。

男女共同参画課（男女共同参画センター）で、電話、対面などによって相談を受け付け（条例施行規則第6条）、相談内容に応じて、本条例第12条に規定している市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体並びに国や都、他の自治体などとの相互連携により対応します。

(苦情申出への対応)

- 第19条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等からの苦情の申出を受けるための窓口を設置する。
- 2 市長は、前項の苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、第1項で受けた苦情の申出について、必要があると認めるときは、次条に規定する苦情処理委員会の意見を聴くものとする。

【説明】

市が実施する施策が、男女共同参画の推進に影響を及ぼしていると考えられる場合に、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が「苦情」として申出ができる

ことを規定しています。なお、苦情申出の流れについては、フロー図を参照ください。

《窓口》

- ・申出の窓口は、男女共同参画課（本条例施行規則第7条第2項）です。直接窓口で受け付けるほか、郵送、FAX、メール等で受け付けます。

《苦情の対象》

- ・「男女共同参画の推進に関する施策」とは、「本条例第4条 市の責務」に規定する「男女共同参画の推進に関する施策」のことで、「男女が共に生きるまち八王子プラン」に盛り込まれた施策のことで、
- 「男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」とは、施策の目的が男女共同参画の推進ではなくても、市が策定・実施する施策は、影響の度合いに関係なく対象です。
- ・「裁判において係争中の事項」や「法により不服申し立てをすることができる事項」などは、苦情申出の対象とはなりません（本条例施行規則第8条）。
- ・なお、個人間や企業内といった私人間の問題については、相手方へのヒアリング及び法的判断が必要であることなどから、苦情処理委員会で処理・判断することは困難であると考えます。そのため、苦情ではなく、本条例第18条で規定する相談として受け付けて対応します。

《適切な措置》

- ①苦情を受けた場合、その施策を所掌している庁内の部署（以下「実施機関」という）にヒアリングなどを行います（本条例施行規則第9条）。
- ②苦情処理委員会に苦情申出内容及び実施機関のヒアリング内容を伝え、意見を聴きます（本条例第19条第3項）。
- ③苦情処理委員会が調査審議する際は、実施機関、申出者へのヒアリング及び資料の提出を求めることができます（本条例施行規則第14条）。
- ④実施機関が答申を踏まえ措置を講じ、その措置内容について通知書（第3号様式）を送付します。
- ⑤ただし、①のヒアリングの中で、実施機関が苦情申出内容について即時に見直しなどの対応をした場合は、申出者に措置内容について通知書（第3号様式）を送付します（本条例施行規則第15条）。

《年次報告》

- ・苦情申出のあった全ての事項について、「年次報告」として取りまとめ、公表をします（本条例施行規則第16条第1項及び第3項）。
- ・年次報告は、苦情処理委員会へも報告を行います。その際、苦情処理委員会が調査・審議しなかった苦情の申出（上記④の場合など）について苦情処理委員会は意見を述べるすることができます（本条例施行規則第16条第2項）。

(男女共同参画苦情処理委員会)

第20条 前条第1項の規定による苦情の申出について、公正かつ適切に処理するため、市長の附属機関として八王子市男女共同参画苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）を置く。

2 苦情処理委員会は、前条第3項の規定による市長の諮問に応じ、前条第1項の規定による苦情の申出について調査審議し、答申する。

3 苦情処理委員会は、男女共同参画の推進に識見を有する者のうちから市長が委嘱する委員3人以内をもって組織する。

4 苦情処理委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 苦情処理委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員会の運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

【説明】

苦情処理委員会は、審議会と同様に地方自治法第138条の4第3項に規定する市長の附属機関であり、苦情申出人とその対象となる市側の当事者以外の者による第三者機関です。

苦情処理委員会は市長の諮問（求め）に応じて、苦情の申出のあった事案について調査審議し、答申（意見表明）します。

市長は、その答申を受けてどのように措置を講ずるのかを検討し、その結果を苦情申出者に報告します（本条例施行規則第15条に規定）。

なお、苦情処理委員の選定や会議の運営、委員以外からの意見聴取などについては、規則で規定しています。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

【説明】

本条例は、条例の規定以外で条例の施行に関し、必要な事項については、規則で定めることを規定しています。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき策定された男女が共に生きるまち八王子プランは、第14条の規定により策定された推進計画とみなす。
- 3 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八王子市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第5条関係）				別表第1（第2条、第5条関係）			
番号	区分	報酬の額（円）	費用弁償の額	番号	区分	報酬の額（円）	費用弁償の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
39	(略)	(略)					
40	男女共同参画推進審議会委員	日額 12,000					
41	男女共同参画苦情処理委員会委員	日額 12,000					
42	(略)	(略)					
43～ 99	(略)	(略)					
備考 (略)				備考 (略)			

男女共同参画に関する施策の苦情処理におけるフロー図

市民等は、市の男女共同参画に係る施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、「男女共同参画に関する施策の苦情申出書」(第1号様式)を男女共同参画課に提出する。(施行規則第7条第1項)

調査の要否を判断する。

<調査が必要と判断した時>

実施機関への意見聴取を行う。
(施行規則第9条)

<実施機関が即時に対応>

<苦情処理委員会へ意見を聴く>

苦情処理委員会に意見を求める。
(条例第19条第3項)

諮問

苦情処理委員会を開催して調査・審議する。
(条例第20条第2項)

<実施機関等へ意見聴取等が必要>

苦情処理委員会は、実施機関に通知する。(施行規則第13条)

<意見聴取等が不要>

実施機関等から意見聴取等を行う。(施行規則第14条)

答申

苦情処理委員会の意見を市長に対して述べる。

実施機関が答申を踏まえ措置を講ずる。

申出者に「男女共同参画に関する施策の苦情措置内容通知書」(第3号様式)により通知する。(施行規則第15条)

苦情処理委員会に年次報告する。(施行規則第16条第1項)

<調査が不要と判断した時>

申出者に「男女共同参画に関する施策の苦情調査不実施通知書」(第2号様式)により通知する。
(施行規則第8条第2項)

苦情処理委員会に年次報告する。
(施行規則第16条第1項)

※年次報告のうち、苦情処理委員会に意見を聴かなかった苦情申出について、苦情処理委員会は意見を述べることができる。
(施行規則第16条第2項)